

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をA市B支所の窓口で支払い、その領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

また、年金事務所は、申立期間は国民年金の未加入期間なので、当該期間の保険料を還付するとしているが、長期間、国のお金として扱われていたので、申立期間当時の保険料額で還付するのではなく、現在の価値に換算して還付すべきであり、それができないのであれば、納付済みの期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和50年1月18日に納付した領収書を所持している。

一方、申立人が所持する国民年金手帳の記録では、申立人は、国民年金の任意加入被保険者として昭和50年1月18日に被保険者資格を取得しており、当該時点においては、申立期間は、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない期間であるため、申立人が納付した申立期間の保険料は、当時還付する必要があったが、社会保険事務所（当時）は、当該保険料を還付した事実を確認できないことから、平成21年6月19日に申立期間の保険料の還付決定決議を行ったことが、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳

入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、遡って国民年金の任意加入被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないとするのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和51年1月から平成19年3月まで継続してA社B支店に勤務していた。しかし、ねんきん特別便では、申立期間の1か月分が厚生年金保険の未加入期間とされているが、当該期間の保険料は控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年1月16日、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの1か月は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録などから、申立人は、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年12月25日に社会保険事務所(当時)が受け付けている厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(資

格喪失年月日を平成4年1月31日から同年2月1日に訂正)の資格喪失時の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、申立期間に係る保険料についても、時効により納付できなかったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月1日から50年1月16日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、49年11月30日まで同社C事業所に勤務した。

昭和49年12月1日付けで同社B事業所に異動したが、その際、手続の誤りにより、同社B事業所における厚生年金保険の被保険者記録に欠落が生じているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の回答、申立事業所から提出された従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務し（昭和49年12月1日にA社C事業所から申立事業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年1月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年9月までは44万円、同年10月は41万円、同年11月から16年2月までは44万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年8月までは44万円、同年9月は38万円、同年10月から17年1月までは41万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から18年1月までは41万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円、同年11月から19年5月までは41万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成19年9月から20年3月までの標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の34万円とされているが、当該記録を取り消し、19年9月は38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は41万円、20年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は50万8,000円、同年12月19日は61万円、16年7月20日は50万円、同年12月20日は59万4,000円、17年7月20日は47万7,000円、同年12月20日は57万3,000円、18年7月20日は48万4,000円、同年12月20日は58万3,000円、19年7月20日は49万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は50万8,000円、同年12月19日は61万円、16年7月20日は50万円、同年12月20日は59万4,000円、17年7月20日は47万7,000円、同年12月20日は57万3,000円、18年7月20日は48万4,000円、同年12月20日は58万3,000円、19年7月20日は49万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 10 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 18 日
③ 平成 15 年 12 月 19 日
④ 平成 16 年 7 月 20 日
⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月は 41 万円、同年 11 月から 16 年 2 月までは 44 万円、

同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年8月までは44万円、同年9月は38万円、同年10月から17年1月までは41万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から18年1月までは41万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円、同年11月から19年5月までは41万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成19年9月から20年3月までの標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の34万円とされているが、当該記録を取り消し、19年9月は38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は41万円、20年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年4月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額と同じであることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は50万8,000円、同年12月19日は61万円、16年7月20日は50万円、同年12月20日は59万4,000円、17年7月20日は47万7,000円、同年12月20日は57万3,000円、18年7月20日は48万4,000円、同年12月20日は58万3,000円、19年7月20日は49万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から15年1月までは34万円、同年2月から16年12月までは36万円、17年1月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は35万円、同年12月19日は40万円、16年7月20日は31万円、同年12月20日は30万円、17年7月20日は28万円、同年12月20日は30万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は35万円、同年12月19日は40万円、16年7月20日は31万円、同年12月20日は30万円、17年7月20日は28万円、同年12月20日は30万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から15年2月1日まで
② 平成15年2月1日から18年1月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日

- ⑦ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑪ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③から⑧までの給与、及びC社に勤務していた期間のうち、申立期間⑨から⑪までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、D社（A社、B社及びC社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から15年1月までは34万円、同年2月から16年12月までは36万円、17年1月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、D社が保管するB社及びC社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準給与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成15年7月18日は35万円、同年12月19日は40万円、16年7月20日は31万円、同年12月20日は30万円、

17年7月20日は28万円、同年12月20日は30万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は23万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月から17年3月までは26万円、同年4月から同年9月までは28万円、同年10月から18年4月までは32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年12月19日は17万2,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は36万9,000円、17年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は33万7,000円、同年12月20日は44万3,000円、19年7月20日は35万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は17万2,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は36万9,000円、17年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は33万7,000円、同年12月20日は44万3,000円、19年7月20日は35万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月20日
④ 平成16年12月20日

- ⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは26万円、同年4月から同年9月までは28万円、同年10月から18年4月までは32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は17万2,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は36万9,000円、17年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月

20日は33万7,000円、同年12月20日は44万3,000円、19年7月20日は35万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は5万円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は5万円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 20 日
② 平成 18 年 7 月 20 日
③ 平成 18 年 12 月 20 日
④ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の賞与、及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間②から④までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人は、C社（A社及びB社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は5万円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、申立期間①及び②のうち、平成14年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は22万円、同年3月、同年4月及び同年6月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、16年1月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年9月及び同年12月は20万円、17年4月は19万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は17万円、同年10月から18年3月までは18万円、同年4月は17万円、同年6月は18万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は26万9,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は29万6,000円、17年7月20日は23万1,000円、同年12月20日は31万6,000円、18年7月20日は23万6,000円、同年12月20日は28万8,000円、19年7月20日は23万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は26万9,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は29万6,000円、17年7月20日は23万1,000円、同年12月20日は31万6,000円、18年7月20日は23万6,000円、同年12月20日は28万8,000円、19年7月20日は23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成14年10月1日から15年8月21日まで
② 平成15年8月21日から18年9月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日
⑦ 平成17年7月20日
⑧ 平成17年12月20日
⑨ 平成18年7月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間③の賞与、及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間④から⑪までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社（A社及びB社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は22万円、同年3月、同年4月及び同年6月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、16年1月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年9月及び同年12月は20万円、17年4月は19万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は17万円、同年10月から18年3月までは18万円、同年4月は17万円、同年6月は18万円、同年7月は16万円、同

年8月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、平成15年5月、同年7月、同年10月、16年2月、同年5月、同年8月、同年10月、同年11月、17年1月から同年3月までの期間、同年5月及び18年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、C社が保管するA社及びB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は26万9,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は29万6,000円、17年7月20日は23万1,000円、同年12月20日は31万6,000円、18年7月20日は23万6,000円、同年12月20日は28万8,000円、19年7月20日は23万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは20万円、同年10月から15年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から15年9月1日まで
② 平成15年7月18日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは20万円、同年10月から15年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成19年12月28日に支給された賞与から、23万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したこと

が確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳における賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 6 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 6 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成19年12月28日に支給された賞与から、39万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与

額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22年10月28日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成19年12月28日に支給された賞与から、23万7,000円の賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

私は、平成 19 年 12 月 28 日に、A 事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22 年 8 月 6 日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成 19 年 12 月 28 日に支給された賞与から、23 万 7,000 円の賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 6 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和64年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成19年12月28日に支給された賞与から、15万4,000円の賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

私は、平成 19 年 12 月 28 日に、A 事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22 年 8 月 6 日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成 19 年 12 月 28 日に支給された賞与から、15万4,000円の賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 6 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成19年12月28日に支給された賞与から、26万1,000円の賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年12月28日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年8月6日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成19年12月28日に支給された賞与から、23万7,000円の賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年11月から4年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年1月1日まで
私がA社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、平成3年11月から4年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年4月1日）の後の5年12月6日付けで、3年11月1日に遡及して17万円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している146人のうち、申立人を含む80人については、平成5年4月7日又は同年12月6日付けで、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立事業所の事業主は、「申立期間当時は、徐々に経営が悪くなっていた時期であり、詳細は不明であるが、厚生年金保険料の納付も遅れがあったかもしれない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち、平成18年8月の標準報酬月額に係る記録を28万円、同年9月から19年2月の標準報酬月額に係る記録を、32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月21日から19年3月1日まで

私は、平成18年8月21日にA社に正社員として入社し、当初から、基本給31万円、通勤手当6,030円の合計31万6,030円の給与を支給されていたにもかかわらず、18年8月から19年2月までの標準報酬月額は15万円となっている。当該期間の標準報酬月額32万円に見合う保険料が控除されている給料明細書と給与が振り込みされていた通帳のコピーを提出するので、標準報酬月額を32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の月額変更届が提出され、これに基づき32万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録されていた

標準報酬月額（15万円）となっている。

申立人が提出した給料明細書により、申立人は、申立期間において支給された給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、申立期間のうち、平成18年8月は28万円、同年9月から19年2月までは32万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納付の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日に A 市 B 区にある C 事業所に就職したのを機に、国民年金の加入手続をした。最初の数か月は同市 B 区役所で直接保険料を納付したが、同区役所の職員から、口座振替でも国民年金保険料を納付できる旨を聞き、その手続を行い、その後は保険料が口座から自動で引き落とされていた記憶があるのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、A 市 B 区役所で保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人の手帳記号番号の前に 63 年 3 月の 20 歳到達者が払い出されていること、及び同市の国民年金被保険者名簿の備考欄には「63. 3. 17」の記載があり、63 年 3 月 17 日に資格取得の届出又は住民票との突合を行ったと考えられることから、63 年 4 月頃に払い出され、申立人が就職した 61 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと推定され、当該時点では申立期間のうち、61 年 4 月から 62 年 3 月までは過年度保険料となり、同区役所では納付できない。

また、申立人は、国民年金に加入した数か月後に口座振替の手続を行ったとしているが、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 63 年 5 月 21 日に保険料の口座振替手続を行い、同年 7 月から保険料の口座振替が開始されていることが確認できることから、申立人はこの時の記憶と申立期間の記憶とを混同している可能性がうかがわれる。

さらに、A 市の申立人に係る保険料納付記録によると、申立期間は未納の

記録となっており、当該記録はオンライン記録とも一致している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年7月までの期間、平成元年3月から同年4月までの期間及び2年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から同年7月まで
② 平成元年3月及び同年4月
③ 平成2年7月及び同年8月

私は、時期ははっきり覚えていないが、会社を退職の際、A町役場で国民年金の加入手続を行った。

平成2年頃にA町役場の窓口の男性職員に納付書と現金で国民年金保険料を納付したが、領収書も何も受け取らなかった。

その後、平成9年頃に国民年金の加入手続に行ったA町役場で、女性職員に自分の年金記録を確認したところ、「納付できる期間の国民年金保険料はきちんと納付されています。」との説明を受け、その時に私の年金加入記録を書いてくれたメモを今も保管している。

私が持っている年金手帳の「被保険者となった日」が「平成4年1月1日」と記載されているが、これは間違いであり、申立期間の加入記録は年金手帳に記載されていないが、国民健康保険や国民年金など納付する必要のあるものは全て納付しているので、国民年金保険料の領収書等は受け取っていないため証明できるものは無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の種別変更処理日から、平成5年3月頃に払い出され、4年1月1日の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推定され、A町の申立人の国民年金被保険者名簿において

も、申立人の資格取得日は4年1月1日であることが確認でき、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間①から③までは未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「平成2年頃にA町役場の担当窓口で、納付書綴りと現金を渡し、国民年金保険料を納付した。」としているが、同町役場では「昭和59年の庁舎の建替え以降は庁舎内にB銀行の窓口が設置され、国民年金保険料の収納は同銀行窓口で行っており、役場の窓口では行っていなかった。」としている上、申立人は、初めて国民年金の加入手続きを行った時期について、当初、平成2年頃としていたところ、聴取時には、申立期間①の直前に勤務していた会社を退職した後かもしれないとしており、国民年金の加入手続きを行った時期及び保険料の納付に係る記憶が曖昧である。

さらに、申立人から提出されたA町役場の女性職員が書いてくれたとするメモには、申立人の厚生年金保険の加入記録が記載されており、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付したとする申立期間①から③までに係る記載は無い上、申立期間①から③までの期間及び平成4年1月の資格取得時の申立人の住所及び氏名に変更は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1109

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年4月まで

私は、平成2年9月30日に会社を退職し、直後に又は少したってからA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、加入後は国民年金保険料を毎月納付していたと思うが、最初は遡って保険料を納付していたかもしれない。

しかし、平成2年10月から3年4月までの保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の20歳到達に伴う加入者が保険料を最初に納付した日及びA市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の作成日（平成5年6月11日）から、平成5年6月頃に払い出されたものと推認できるところ、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないため、申立人は、時効の成立していない3年5月以降の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、当該被保険者名簿において、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、加入後は保険料を自分が毎月納付していたが、最初は遡って納付していたかもしれないとし、その後は、申立人の母親が納付していたとしているが、申立人の保険料の納付状況をみると、平成4年度以前の保険料（22か月分）を5回に分けて過年度納付していることから、申立人の主張は不自然である上、その母親は既に死亡しており、納付状況等について聴取することができない。

加えて、申立人は、申立期間当時から現在までA市に継続して居住してい

ることから、同市が申立人に別の手帳記号番号を払い出すことは考え難く、氏名検索等によっても、その事実は確認できない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年5月までの期間、12年1月から同年3月までの期間、13年4月から16年10月までの期間及び17年7月から18年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年4月から11年5月まで
② 平成12年1月から同年3月まで
③ 平成13年4月から16年10月まで
④ 平成17年7月から18年6月まで

私は、自宅に送付されてきた納付書によって、A区に居住していた時は同区B出張所の窓口で、C区に居住していた時はC区役所の窓口で、国民年金保険料を毎月又は6か月分ずつ納付していた。また、D市E区に居住していた時は、母親が納付するか、自分が自宅近くのF銀行かG銀行で毎月納付していた。

しかし、オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料が申請免除となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において免除申請した記憶は無く、当時の居住地にあった区役所の窓口又は金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張するが、申立期間における8回の免除申請について、複数の市区で連続して事務処理の誤りがあったことは考え難い。

また、申立期間③については、申立人が提出した平成15年（承認期間：平成15年7月から16年6月まで）及び16年（同：平成16年7月から17年6月まで）の国民年金保険料免除申請書が年金事務所に保存されている上、C区が保存していた平成15年度及び16年度の非課税（課税）証明書には、平成14年分及び15年分の社会保険料控除額として国民健康保険料の金額のみ

が計上されていること、及びH市I区が保存している申立人の平成16年分確定申告書の社会保険料控除欄には、国民健康保険料の金額のみが記載されていることから、申立人が14年1月から16年12月までの期間において国民年金保険料を納付していたことは確認できない。

さらに、申立期間④については、申立人が提出した平成17年（承認期間：平成17年7月から18年6月まで）の国民年金保険料免除申請書が年金事務所に保存されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月15日から昭和38年6月1日まで
② 昭和39年5月13日から昭和41年12月1日まで

私は、会社を退職した昭和37年8月から43年2月までの約6年間、継続して船員として乗船していた。

申立期間①については、義兄のAが所有するB丸に妻の妹夫婦と一緒に乗船していたのに、船員保険の被保険者資格の取得日が昭和38年6月1日になっている。

申立期間②については、上記義兄が所有するB丸及びC丸に乗船し、その後、時期ははっきり覚えていないが、別の義兄のDが所有するE丸及びF丸に機関長として乗船していたのに、B丸に乗船していた時期の船員保険の加入記録が昭和39年5月13日までしかなく、C丸及びE丸での船員保険の記録は全く無い上、F丸での船員保険の資格取得日が41年12月1日となっている。

また、ねんきん特別便では、申立期間②のうち、昭和40年5月15日から41年2月3日までの期間及び41年4月1日から同年5月20日までの期間は国民年金に加入したことになるが、自分は40年7月30日に機関長の免許を取得しており、船員でなければ免許を取得する必要も無く、引き続いて船員保険に加入していた証左なのに、申立期間の船員保険加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立ての船舶であるB丸が昭和36年6月に新造されていることが船舶原簿により確認できるとともに、申立人の妻の妹夫婦が「申立人と一緒に乗船していた。」と供述していることから、時期は特定で

きないものの、申立人がB丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、B丸の船舶所有者であるAが船員保険の適用船舶所有者となったのは、オンライン記録により、昭和38年6月1日であることが確認できる上、当該船舶所有者（A）の船員保険被保険者名簿においても、申立人及び申立人の妻の妹の夫は38年6月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の妻の妹の夫は、「自分も、申立人と同じ時期にB丸に夫婦で乗船していたが、自分も妻も申立期間①当時の船員保険の加入記録は無い。」としている上、昭和38年6月1日に被保険者資格を取得している別の同僚は、「B丸に3年近く乗船していたが、最初は船員保険に加入しておらず、2年くらい経ったときに船長（船舶所有者）から船員保険に加入したと聞かされた記憶がある。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人は、義兄のAが船舶所有者であるB丸及びC丸に乗船した後、別の義兄のDが船舶所有者であるE丸に乗り換え、その後、F丸にも乗船したと供述しているところ、申立人の妻の妹の夫及び船舶所有者のDの供述、申立ての船舶の船舶原簿及び船舶登記簿の記録などから、時期は特定できないものの、申立人がこれらの船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、B丸の船舶所有者のAは、オンライン記録により、昭和39年5月31日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっていることが確認できる上、当該船舶所有者（A）の船員保険被保険者名簿においても、申立人を含む被保険者4人が同日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B丸の船舶所有者のAが昭和40年7月21日にC丸を新造したことが船舶原簿により確認できるが、オンライン記録により、当該船舶所有者（A）が船員保険の適用船舶所有者となったのは41年1月17日であることが確認でき、当該船舶所有者（A）の船員保険被保険者名簿には申立人の名前は無い。

さらに、申立人は、C丸から別の義兄のDが所有するE丸に乗り換えたとしているが、E丸の所有者は、昭和37年6月22日から41年4月30日までの期間は、Dであったことは船舶登記簿で確認できるが、オンライン記録では、当該船舶所有者（D）が船員保険の適用船舶所有者となった記録は見当たらないことから、申立人がC丸からE丸に乗り換えたとする時期は、C丸の船舶所有者（A）が船員保険の適用船舶所有者となる41年1月以前の時期であった可能性もうかがえる。

加えて、F丸は、昭和41年5月17日から49年1月26日までの期間、Dが船舶所有者であったことは船舶登記簿で確認できるが、船舶所有者であるDが船員保険の適用船舶所有者となったのは、オンライン記録により、41年

12月1日であることが確認でき、申立期間②のうち、申立人がF丸に乗船していたとする期間は、当該船舶所有者（D）が船員保険の適用船舶所有者となっていなかった時期である。

その上、E丸及びF丸の船舶所有者であるDは、「申立人がE丸及びF丸に乗船していたことは記憶しているが、船員保険の適用船舶所有者となったのは、F丸を新造した昭和41年5月19日からしばらく経ってからである。」と供述している。

- 3 申立期間当時において、船員保険の届出の代行していたG海運組合（船主組合）では当時の資料は残っていないとしており、義兄のAは既に死亡し、船舶所有者Dの事業を引き継いだ後継事業所では、申立期間当時の資料は保管していないとしており、申立期間当時の申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況等を確認することができない。

また、申立人は船員手帳を所持していないため、申立人の申立ての船舶における乗船時期を具体的に確認できる資料は無く、申立人は申立期間において船舶所有者により給与から船員保険料が控除されていたとする具体的な記憶は無い。

このほか、申立人が申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から同年 6 月頃まで

私は、昭和 46 年 2 月頃に、公共職業安定所の紹介で A 社に入社し、現場作業に従事したが、社会保険庁（当時）の記録では、同社の後に勤務した B 社の記録が繰り上がっている。

申立期間当時、A 社の給与明細書から厚生年金保険料が控除されており、事業主や同僚数名の名前を覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における具体的な記憶及び同僚の供述から、勤務の時期は特定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、「申立期間当時、申立人が当社に在籍してした事実は無い。仮に、申立期間当時、申立人が当社に在籍していたのであれば、4 か月から 5 か月間程度の臨時見習いであったと思われる。」としていることから、申立人の同事業所における申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、申立人は、申立期間当時正社員ではなかった可能性がある。

また、申立人は、「昭和 46 年 5 月か同年 6 月頃、一緒に退職した同僚がいる。」と主張しているが、44 年 6 月から 47 年 11 月までの間に、申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無く、申立期間において、申立人及び申立人と一緒に退職したとする同僚の名前を確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の最初の 2 か月間は B 社に係る厚生年金保険の被保険者期間とされている。

このほか、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 17 日から 49 年 1 月 11 日まで

私は、昭和 47 年 7 月から 49 年 1 月まで A 社 B 支店に勤務していたが、ねんきん特別便をみると、勤務期間における標準報酬月額が、私が記憶している給与額の半分程度になっていることに気付いた。私の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が申立人の記憶する給与額の半分程度であると申し立てているが、A 社が保管する厚生年金保険の記録により、申立人の資格取得時における標準報酬月額は 4 万 5,000 円、その後は 6 万円とされていることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人と同時期に資格取得している同僚の標準報酬月額は、いずれも申立人とほぼ同額であることが確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点はみられない。

さらに、申立事業所において、申立期間当時、給与計算事務を担当していた者は、「自分の推測だが、給与額と標準報酬月額には大きな差は無かったと思う。」と回答している。

加えて、申立人及び同僚調査で回答があった 17 人は、いずれも申立期間当時の給与明細書を所持していない上、A 社は、申立期間当時の申立人に係る賃金台帳等の資料を廃棄しているため、申立人の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月から25年9月まで
② 昭和25年9月から26年10月まで

私は、申立期間①はA丸に、申立期間②はB丸に乗船し、船員として働いていた。

しかし、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容及び同僚に係る申立人の供述並びに同僚からの回答により、申立人は、申立期間①及び②において申立ての2船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人が一緒にA丸に乗船していたとする当該船舶所有者の親族は、「当時、A丸は船員保険に加入していなかった。」と回答している上、同人のA丸に係る船員保険の被保険者記録は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人がB丸に乗船すると同時に下船したとする同僚は、「当時、B丸は船員保険に加入しておらず、給与から船員保険料が控除されていなかった。」と回答している上、同人のB丸に係る船員保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、社会保険庁（当時）が保管する船舶所有者記号払出簿において、A丸及びB丸に係る所有者名は見当たらず、当該2船舶は、船員保険の適用となっていなかったことがうかがえる。

加えて、当該2船舶の所有者は、一人は死亡、一人は連絡先不明のため、申立人の給与から船員保険料が控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②について、船員保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、給与から船員保険料が控除

されていたかどうかは覚えていないとしている上、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1940 (事案 1528 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月頃から25年頃まで
前回の申立てについて、第三者委員会から訂正不要の通知を受け取ったが私は、A事業所において作業員として働き、現場での作業工程を明確に記憶しているほか、体には粉じんが傷口から入り、その跡が入れ墨のように残っていることから、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。今回、同僚の名前を思い出したので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立事業所における被保険者原票照会回答票及び申立事業所に払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、申立人の名前は見当たらないこと、ii) 申立事業所の承継会社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録がある10人に照会したが、申立人を記憶する同僚はいないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、iii) 申立人が昭和61年3月に裁定請求を行った障害年金裁定請求書の職歴欄には申立事業所の記載は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月24日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所における作業工程を明確に記憶していることなどから、申立期間において厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、申立人が思い出したとする同僚の名前は、申立事業所に払い出された

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には見当たらず、ほかに申立内容を裏付ける新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立事業所が所在していたB県内の被保険者の中に申立人の名前がないかを、申立人の生年月日について年号や入力誤りの可能性のある月日を複数組み合わせてオンラインシステムで検索したが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。